

夏の交通事故防止県民運動

7月20日(日)～8月20日(水)

スローガン

示そうね あなたとわたしの 交通マナー

運動の重点

- ①全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- ②自転車を安全に利用しよう
- ③飲酒運転を根絶しよう

道路交通法の一部改正

平成20年6月1日施行

☆自転車の歩道通行

「歩道通行可」の標識などがある場所や子ども(13歳未満)や高齢者(70歳以上)は歩道を通行することができます。ただし、歩行者を守り安全に通行しましょう。

☆自転車乗車中のヘルメット着用

13歳未満の子どもを保護する責任のある人は、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めましょう。

☆後部座席のシートベルト着用

運転席や助手席以外の席でもシートベルト着用が完全義務化。

後部座席でもシートベルトを着用しましょう。高速道路などでの違反は行政点数1点。

☆「高齢運転者標識」の表示

75歳以上のドライバーは「高齢運転者標識」の表示が義務化。

表示車両への幅寄せや割り込みはやめましょう。

☆「聴覚障害者標識」の表示

「聴覚障害者標識」の表示が義務化。表示車両への幅寄せや割り込みはやめましょう。



・・・合図は早めに！ 黄色信号は止まって！ 横断歩行者を守りましょう・・・

輝け！牛久市交通少年団

岡田小の交通少年団入団式(5月26日)



市では、市内7つの小学校の5・6年生(1,397人)が交通少年団員として交通安全活動を始めました。自分自身の交通事故防止はもちろん、登下校時など下級生の世話をしながら、すすんで交通ルールを守ります。黄色いベレー帽とスカーフを見掛けたら、思いやりの運転をお願いします。

市内の人身交通事故

(平成20年6月15日現在)

発生件数	228件	(前年比+ 5件)
死者数	2人	(前年比+ 1人)
負傷者数	301人	(前年比+ 11人)

資料提供 茨城県牛久警察署